

2019年6月26日
三井化学株式会社

次世代育成支援対策推進法 第7期行動計画策定について

三井化学株式会社は、このたび、次世代育成支援対策推進法（※1）に基づき、次世代育成支援のための第7期行動計画を策定いたしました。

記

1. 第7期行動計画実施期間

2019年4月1日～2021年3月31日

2. 行動計画の内容

- ① テレワーク制度（2019年4月導入）の周知
- ② 不妊治療での特別休暇利用（2019年4月導入）における運用ルール策定と周知
- ③ 女性活躍に資する研修、セミナーの開催

なお、行動計画とは別に、年次有給休暇取得促進のために『計画期間内のいずれかの年度の年休取得率が18年度実績を上回るようにする』ことを目標に定めています。この目標を達成した場合、プラチナくるみ（※2）の取得にチャレンジします。

（※1）次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、育成される環境整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、101人以上の労働者を雇用する事業主は、「一般事業主行動計画」を策定し、届け出ることが義務付けられています。

（※2）プラチナくるみ

くるみ認定企業のうち、より高い水準の取組を行なった企業が、一定の基準を満たした場合、特例認定企業として厚生労働大臣の特例認定（プラチナくるみ認定）を受けることができます。

以上

<本件に関する問い合わせ先>

三井化学株式会社 人事部 TEL 03-6253-2250